

上尾市告示第 7 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により定めた上尾市地域計画を変更しようとするので、同条第 7 項の規定により、次のとおりその旨を公告し、当該地域計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに上尾市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 1 6 日

上尾市長 畠 山 稔

1 地域計画を変更する区域

(1) 上平地区

(2) 平方地区

(3) 大谷地区

2 地域計画の変更の案の縦覧場所

上尾市環境経済部農政課

3 地域計画の変更の案の縦覧期間

令和 8 年 3 月 1 7 日から令和 8 年 3 月 3 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

4 地域計画の変更の案の縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 地域計画の変更の案についての意見書の提出先

上尾市環境経済部農政課